

2018年度 第1回自治体学会 評議員会 議事録

日時：2018年8月24日（金） 12時～12時50分

場所：リンクモア平安閣市民ホール 4階会議室2・3（青森市）

[審議事項]

冒頭、事務局から現時点での出席者は委任を含め36名であり、本会議は有効に成立している旨発言があった。

（最終的には、遅参者を含め出席者20名、委任状18名の計38名が出席。他に評議員以外の理事2名（地域支援部会長、総務部会長）及び監事2名が出席したほか、事務局3名が会議に出席）

議案に先立ち、西村理事長からあいさつがあった。

(1)「第1号議案 2017年度事業報告（案）」及び「第2号議案 2017年度決算報告（案）」について

両案は一括して議題とされ、事務局から説明が行われた。

一部、議案書の訂正について事務局から説明があった。

次に、道前緑監事より、監査報告として、2017年度の会計事務は適切に処理されていること、従来から行われてきた地域活動支援に自治体学講演会の開催が加わり、また、研究支援部会での論文作成指導などにより、学会がより活性化しつつあると感じられ、学会賞も含め、今後も自治体学会の魅力高められたい旨、述べられた。

- ・事業報告では、山梨甲府大会の参加者は380人となっているが、決算における参加費収入は246人分である。なぜ差が生じているのか。（松本（佳）評議員（関東））
- ・大会参加者のうち、分科会出演者、ボランティアは参加費免除となる。山梨甲府大会は多くのボランティアの協力をいただいたことから、乖離が大きくなった。（事務局）

その後、両議案とも原案通り会場から異議なく承認された。

(2)「第3号議案 2018年度事業計画（案）」及び「第4号議案 2018年度予算（案）」について

両案は一括して議題とされ、事務局から説明が行われた。

- ・地域活動支援費については、最近 4～5 年の交付実績が年間 10 件程度で推移していることから、その実績を踏まえて設定したものである。(西村理事長)

質疑は無く、両議案とも原案通り会場から異議なく承認された。

(3) 「第 5 号議案 役員改選案 (評議員候補者名簿)」について

役員推薦委員会の田中富雄副委員長 (大和大学) から、役員推薦委員会の開催状況、評議員候補者名簿について説明があった。

- ・役員推薦委員会を 2 回開催し、候補者の自薦、他薦による推薦公募と推薦委員会による推薦をもとに、最終案を作成した。案の作成にあたっては、できるだけ多くの会員が学会活動に関わることができるよう配慮した。また、監事は、継続性の観点から 1 名交代とし、評議員経験者の中からふさわしい知見を持つものを候補者とした。(田中役員推薦委員会副委員長)

質疑は無く、原案通り会場から異議なく承認された。

(4) 報告事項

①自治体学会賞

事務局より、田村明まちづくり賞、研究論文賞及び自治体学研究奨励賞の受賞者及び選考経緯等について報告があった。

②2019 年度大会開催地について

西村理事長より、2019 年度大会は大阪府堺市で 2019 年 8 月 23 日 (金)、24 日 (土) で開催されるとの報告があった。

- ・なお、開催地の決定過程で、理事会、地元的意思疎通が不十分な点もあり、今後は地元との連携を密にしていきたい。開催地のトップの決断と地元会員の協力が必要なので、そのバランスが課題だと思う。(西村理事長)
- ・また、政策研究交流会議と大会を有機的に結び付けたり、分科会の増加に対応できるようプログラムの工夫も必要と考えている。(西村理事長)

③その他

会員名簿の作成について (青山総務部会長)

- ・会員名簿については、2010 年以降は、発行されていない。しかし、会員相互のネッ

トワークづくりの観点等から、近隣会員がわからないなどの課題も起きていると聞いている。

- ・2014年に開催された基本問題検討委員会でも、会員同士のネットワークの重要性が指摘されている。そこで、再度、会員名簿を作ることについて、本年7月開催の理事会で決定した。
- ・公開を了解される会員の情報を掲載するものとして、本年11月頃の学会誌発送の際に、会員の皆様に情報提供・確認のお願いをしていきたい。発行に向けた具体的な作業日程は、まだ決まっていないが、データが集まり次第取り組みたい。
- ・また、地域で事業を行うときに、近隣地域のメンバーの情報提供を行うといったこともできると思う。この件は、学会のメーリングリストでも周知する。

大会における取材のあり方について（日下事務局担当理事）

- ・昨年度の山梨甲府大会で課題となった取材のあり方について、本年7月開催の理事会でルールを決定した。
- ・①個人利用のための撮影、録音はよいが、SNS等に写真を掲載する場合は登壇者以外の参加者個人が特定できないように配慮すること、②公開を目的にした撮影、録音は禁止。以上について、大会参加者へはその内容を記載した文書を配布する。
- ・報道機関に対してはこれまで通り受付をすることとし、その際に、①誰が、②どこを（どの内容を）取材するのか、③いつ、どこで公開・放映するのか、について所定の用紙に記入してもらうこととする。

文責：荒木